

審判請求費用助成申請書

年 月 日

千歳市長 様

後見等開始に係る審判請求の費用について、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、助成資格認定に関して、申請者の収入及び資産の状況を関係機関において調査確認されることに同意します。

申請者 (申立者)	ふりがな		本人との 続 柄	本人 ・ 配偶者 ・ 親 ・ 子
	氏名			その他()
	住所	〒 電話(- -)		
	申請資格 (該当する番号 に○をつけてく ださい。)	1 生活保護法に規定する被保護者 2 生活保護法に規定する要保護者		
(審判対象者) 本人	ふりがな		後見等の 種類	後見 ・ 保佐 ・ 補助
	氏名	※本人申立の場合、審判対象者欄の記載は省略可能		
	住所	〒		
	申請資格 (該当する番号 に○をつけてく ださい。)	1 生活保護法に規定する被保護者 2 生活保護法に規定する要保護者		
申請額	☐ 申立手数料(収入印紙代)		円	
	☐ 登記手数料(収入印紙代)		円	
	☐ 郵便切手代(切手返還分を除く)		円	
	☐ 診断書作成手数料		円	
	☐ 鑑定費用		円	
	申請額合計		円	

※添付書類

- ☐ 審判書謄本の写し(審判の確定日の翌日から起算して90日以内のもの)
☐ 審判請求に要した費用の内訳が分かる資料
☐ 申立手数料 申立時に予納した収入印紙の領収書(レシート)
☐ 登記手数料 申立時に予納した収入印紙の領収書(レシート)
☐ 郵便切手代 申立時に予納した郵便切手の領収書(レシート)
☐ 審判後に裁判所から送付される未使用切手の返還書等
☐ 診断書料 医療機関の領収書
☐ 鑑定料 家庭裁判所が発行する受領書
☐ 返還があった場合は振込通知書の写し

《生活保護を受給している方》

- ☐ 生活保護受給証明書(審判確定時点での受給を確認できるもの。福祉課保護係で無料で発行できます。)

《要保護者に該当する方》

- ☐ 裁判所に提出した財産目録及び預金通帳等の写し
☐ 裁判所に提出した収支状況報告書の写し
☐ 世帯員全員の1年間の収入額が判る書類(源泉徴収票、年金振込通知書、年金生活者支援給付金振込通知書、確定申告書、預金通帳等)の写し
☐ 世帯全員の預貯金額及び直近1年間の出入金を確認できるもの(預金通帳等の写し)
☐ 世帯全員の市民税非課税証明書又は所得証明書(18歳未満を除く)

※上記の他、個別の状況によって、判断に必要な書類の追加提出を求める場合があります。